

検証・評価・企画委員会産業財産権分野会合（第2回）

日 時：平成30年12月26日（水）10：00～12：00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用1208特別会議室

出席者：

【委員】渡部座長、相澤委員、江村委員、梶原委員、久貝委員、杉光委員、高倉委員、土生委員、林委員、原山委員、宮島委員、山田委員、山本委員、渡邊委員、正木委員代理、竹市委員代理、細井委員代理、吉村委員代理

【各省等】法務省 堂 蘭民事法制管理官
農林水産省 尾崎課長
経済産業省 宮崎課長
特許庁 米村部長
特許庁 武田課長
特許庁 津幡企画調査官

【事務局】住田局長、川嶋次長、中野参事官、仁科参事官

1. 開会

2. 「知的財産推進計画2018」各施策に関する関係府省の主な取組状況

- (1) 地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援
- (2) ビジネスモデルを意識した標準、規制等のルールデザイン
- (3) 知財システム基盤の強化

3. 意見交換

4. 閉会

○渡部座長 定刻になりましたので、ただいまから「検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）」第2回を開催させていただきます。

本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、知的財産推進計画2018施策のうち「地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」「ビジネスモデルを意識した標準、規制等のルールのデザイン」「知財システム基盤の強化」、3つの取組状況について検証・評価し、議論を行うこととしております。

なお、本日、五神委員につきましては、所用のため御欠席でございます。

小林委員、近藤委員、長澤委員、日覺委員も所用のため御欠席されておりますけれども、小林委員の代理で正木様、近藤委員の代理で竹市様、長澤委員の代理で細井様、日覺委員の代理で吉村様に御出席いただいております。

また、久貝委員、渡邊委員につきましては、所用のため早目に退席と伺っております。

委員会開催に先立ち、住田局長から御挨拶をいただければと思います。

○住田局長 おはようございます。

本日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。クリスマスも過ぎて、お正月等の間にこうやって会議を開催するというのは、私は全く本意ではないのですが、委員の先生方、あるいは座長のスケジュールを見させていただきますと、どうもこの日が大勢の方にお集まりいただける日であったということで、御容赦をいただければと思います。

きょうは、知的財産推進計画2018に関するいろいろな取り組み、その一部について御議論いただく中で、次の知的財産推進計画2019策定に向けての課題が浮き彫りになってくると思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○仁科参事官 こちらの会議を担当しています参事官の仁科でございます。

皆様の机の上でございますクリップどめを外していただきまして、上から議事次第、席表、委員名簿。資料1、2が事務局資料。資料3-1から3-5が各省プレゼン資料になります。また、参考資料1から3が事務局からの資料になっております。参考資料4が農林水産省からいただきました資料。参考資料5が杉光委員からいただきました資料となっております。

不足等ございましたら、お知らせください。

また、委員の皆様のお手元には、推進計画2018の冊子も配付しております。きょうの議論に当たりまして御参照いただければと思いますけれども、こちらの冊子につきましては、お持ち帰りにならずに、置いてお帰りくださいますようお願いいたします。

○渡部座長 よろしいでしょうか。

それでは、早速ですけれども、知的財産推進計画2018の取組状況の検証に移らせていただきます。今後のスケジュール及び本日取り上げる項目及び論点について、事務局から説明をお願いいたします。

○仁科参事官 まず、資料1をごらんください。今後のスケジュールについて掲載してございます。きょうの会議は第2回となっております、先ほど渡部座長から御紹介いただきました3つの論点につきまして、御議論いただきます。

第3回につきましては、2月中を予定しております。これから日程調整をお願いさせていただきますが、こちらに記載しております4つの論点について議論いただきます。人材育成と、オープンイノベーションの加速と、ベンチャー支援と、知財を巡る国際情勢を予定しております。第4回は3月中に予定しております、残りの論点につきまして扱う予定でございます。第5回は3月中旬から4月中旬で、こちらにつきましては、産業財産権分野とコンテンツ分野合同開催の予定でございます、主にデータの取り扱い等について扱う予定でございます。第6回につきましては、4月下旬から5月下旬となっておりますけれども、こちらで推進計画2019の素案を御審議いただく予定でございます。

引き続きまして、資料2をごらんください。きょうの3つの議題に関します論点を事務局のほうでまとめさせていただいております。1番目の論点は、「地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」でございます。（1）欄の「推進計画2018に掲載の主な関連施策」の実施状況につきましては、第1回の会合で事務局から概ね説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

（2）欄のほうをごらんください。第1回委員会、有識者ヒアリングにおける主な意見及び本会合での論点を記載してございます。上から順番に、経営デザインシートにつきましては、つくることが目的化しがちであるけれども、ビジネスの創出につなげていくべきだという御意見をいただいております。

中小企業の減免手続につきましては、簡素化を希望するという御意見。

さらに、中小企業支援のインフラ面につきましては整備されてきていますが、これがルーチン化していないことの確認が必要だという御意見もいただいております。

さらには、地方における知財の認識が、まだ十分でないところ、地方・中小企業と関係性が深い地方自治体への個別訪問やセミナーの実施をすべきではないかという御意見をいただいております。

また、GIや地域団体商標をよりわかりやすく説明する必要性。また、知財関連の施策とあわせて、中小企業の人材マッチングの施策もセットで行う必要性についても御指摘をいただいております。

知財総合支援窓口につきましては、成功事例、地域別の新規件数、農業分野との連携状況についても情報提供すべしという御意見をいただいております。

また、植物品種の育成者権に関しましても、権利者別のデータの提示の要望をいただいております。

2ページ目に移りまして、この1番目の論点に関しまして、事務局のほうで想定しております本会合での御議論の論点につきまして、枠囲いでまとめてございます。こちらはあくまでも事務局の提案でございますので、委員の皆様から御意見があれば、これにとらわ

れず、御発言いただければと思っております。

最初に、経営デザインシートにつきまして、こちらを中小企業の皆様が主体的に利用できるような取り組みとして取り組むべき事項は何か。

2番目が、中小企業の支援メニューがある程度そろっていると御指摘いただいておりますけれども、これを効果的に活用するためにさらに取り組むべき事項は何か。

3番目が、植物品種の海外流出の防止に向けた支援策として取り組むべき事項は何か。

4番目が、農業従事者によるデータを含む知財の一層の利活用に向けて取り組むべき事項は何か。

最後が、農業分野における国際標準・認証を戦略的に活用するために取り組むべき事項は何かという論点を例として挙げてございます。

続きまして、2番目の「ビジネスモデルを意識した標準、規制等のルールデザイン」でございます。こちらも先ほどと同様に、(2)欄から説明をさせていただきます。第1回の会合、有識者のヒアリングから得られました意見をまとめてございます。

最初が、技術の標準化に関しまして、国際ルールの形成に持っていくという視点がまだ弱いのではないかという御指摘。

2番目が、デジュール標準が得意なEU、デファクトが得意な米国に対しまして、日本は官民挙げて標準化に取り組む必要があるのではないかという御指摘。

3番目が、Society5.0といったコンセプト標準も大切だけれども、そこからブレイクダウンしていくような標準も必要ではないかという御指摘。

次が、コンソーシアム型の標準が最近目立ってきておりますけれども、政府等における取り組みが従来型のデジュール型に寄っているので、バランスをとる必要があるのではないかという御指摘。

最後は、中小企業にとりまして国際認証を取得する費用負担が大きいので、金銭面での支援を要望するというような御意見をいただいております。

本会合での御議論の論点としましては、下の枠囲いにまとめてございます。国際標準化を進めていく上で、従来とは異なるアプローチが必要か。必要な場合にはどういったアプローチか。2番目が、欧米中、新興国の積極的な標準化活動に対して、我が国としてどのような標準化人材を確保していくのかという論点を挙げてございます。

最後は3ページ目、「知財システム基盤の強化」となっております。(1)欄の一番下のほうに四角囲いで書いてございますけれども、産業財産権法の法改正につきましては、現在特許制度小委員会等が並行して開かれていることもございまして、第4回の会合で扱う予定としております。

(2)欄のところ、先ほどと同様、第1回での御意見、有識者のヒアリングの御意見をまとめてございます。

まず最初が、外国出願支援制度につきまして、公募の期間ですとか、採択企業等に制限がございますので、より柔軟に利用できるように期待するという御意見。

また、民事訴訟のICT化に関しまして、ペーパーレス化を先に進めてほしいという御意見をいただいております。

本会合での御議論の論点としましては、下の枠囲いにございますとおり、知財システムの充実という観点から、さらに取り組むべき事項は何かということを事務局のほうで提案させていただきます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、今、説明がありました3つのテーマのうち、最初の「地方・中小企業・農業分野の知財戦略強化支援」につきまして、各省からの説明をいただいた後、意見交換をさせていただきます。

それでは、内閣府、特許庁及び農林水産省から説明をお願いいたします。

まず、内閣府からお願いいたします。

○仁科参事官 引き続きまして私のほうから説明をさせていただきます。

資料3-1「『経営デザインシート』の取組状況について」をごらんください。1ページ目、ことしの6月にまとめました知財戦略ビジョンの中では、「『価値デザイン社会』への挑戦」ということを標榜しておりますが、1ページ目のスライド左側の列に書いてございます「脱・平均とチャレンジ」「個々の主体の強化」「チャレンジする人・組織」という記載の下にオレンジ色で3つ枠囲いがございます。上から2つ目「価値創造メカニズムの『見える化』を通じた組織経営」につきましては、中小企業の皆様にもぜひ取り組んでいただきたいと思っております。これの具体的な施策として取り組んでおりますのが2ページ目に記載の経営デザインシートとなっております。この経営デザインシートにつきましては、御案内のとおり、「将来を構想するためのツール」と御説明しております、「100文字でいうと」と書いておりますとおり、自社の事業の存在意義を意識した上で、「これまで」を把握し、「これから」のありたい姿を構想し、「これまで」から「これから」にどう移行したいのか、その戦略を策定するツールとなっております。

スライド3をごらんください。具体的に中小企業の方に経営デザインシートを作成していただいた例を掲載させていただいております。大和合金様におつくりいただいた資料でございます。下のほうに「経営デザインシートを作成した感想」と書いてございますが、大和合金さんで作成していただいた結果、社員の皆様のベクトル合わせに非常によかったという御感想をいただいております。また、金融機関への現況と今後の見通し、戦略の説明に非常に便利に活用できた、あるいは自社の強みを自身で理解することが非常に難しいということを感じられたという御感想をいただいております。

経営デザインシートは、将来構想のツールとしても使っていただきたいと御説明しておりますが、あわせて、対話のためのツールとしてもお使いいただきたいという形で御説明しておりますので、対話を通じまして自社の強みを御認識されたということかと考えております。

4番目のスライドをごらんください。経営デザインシートの作成・活用につきまして図で示しております。真ん中に「企業A」と書いてある中に、縦に矢印で「作成・対話」というところがございますが、社内の意識合わせというところ、こういった形に御活用いただけるのではないかと考えておりますし、その上に「事業承継」と書いてありますが、次期社長と今の社長の対話のために使っていただけるのではないかと考えております。

スライド右側に記載の金融機関との関係では、経営の支援とか融資の観点からも御活用いただけるかと思えますし、投資家との間では、投資家による投資、御判断いただくために御活用いただけるのではないかと考えております。

スライド左側のほうに「企業支援者」と書いてあるところがございますが、企業支援者と企業との対話によりまして、経営の助言という形でも御活用いただけるかと思えますし、また、その下がございますが、ほかの企業Bとの間では対話を通じまして相互に連携するためのツールとしてもお使いいただけるのではないかと考えております。

スライド5には、今、御紹介しました各類型に合わせるような形で、さまざまな方々にさまざまなチャンネルを使いまして周知活動を行っているという御紹介でございます。各地域におけるセミナーの開催ですとか、あるいは金融機関向けの説明、事業承継フォーラムでの御紹介、統合報告書の作成をしておられる皆様がお使いのフレームワークでありますWICIにおけるワークショップの開催。また、東京ビジネスデザインアワードにおける申請書類や審査段階の活用ということについても模索しております。

つぎに、スライド6でございます。先ほど大和合金さんの御感想を御紹介させていただきましたけれども、これまでに経営デザインシートに関して寄せられました意見についてまとめてございます。企業から寄せられた意見としましては、議論や対話の契機になるとか、あるいは経営者の思考を共有でき、社内に一体感ができるという御意見をいただいております。

一方で、もっと考え方についてのガイドが欲しいとか、成功事例の紹介をさらにほしいという御意見をいただいております。

また、企業支援者の方からは、1枚で作業・表現できるというのが魅力だという御意見。さらには、コアな部分を把握、提示するのに適しているという御意見。会社の意欲や実力を把握しやすいという御意見をいただいております。

改善の御意見としては、記載の簡略化みたいなものをいただいております。

金融機関の方からは、事業性評価とか対話に役立つという御意見をいただいているところでございます。

今後、経営デザインシートにつきましては、7番目のスライドに記載のとおり、政府による普及啓発活動を進める一方で、既存の取り組み、表彰制度ですとか、金融機関における本業支援、事業性評価との連携を考えていきたいと思っております。

さらに、将来的には民間による自主的な取り組みに移っていければと考えております。以上でございます。

○渡部座長 続いて、特許庁から説明をお願いいたします。

○津幡企画調査官 それでは、特許庁から推進計画2018を踏まえた特許庁の取り組みということで、資料3-2に基づいて御説明させていただきます。資料をおめくりいただきまして、ページ番号2になります。取り組みの重点5としまして、中小企業の特許料等の一律半減、あるいは減免申請手続の簡素化ということで、こちらは先の通常国会におきまして特許料の一律半減ということが成立いたしましたして、これは来年の4月の施行に向けて現在手続を進めているところでございます。一方で、想定される中小企業に対して制度を周知すべく、各種説明会等を全国で実施しておりまして、普及・啓発を行っていききたいと思っております。

また、減免申請手続の簡素化につきましては、これまで減免申請の際に必要な証明書類、例えば減免申請書、あるいはその証明書について提出を不要とする方向で政省令を今、整備中でございます。

続きまして、ページ番号4に飛んでいただきまして、重点8。金融機関による事業性評価における知財活用の促進ということで、こちらは、特許庁において、金融機関による企業の事業性評価における知財活用を促進するというところでございます。こちらにつきましては、支援を強化するというところで、30年度からは地域金融機関系のベンチャーキャピタルにも対象を拡大しております。また、本年度より通常の金融機関向けの研修セミナーに加えて、新たに企業の成長ステージ別にケーススタディー研修を行っているところでございます。

さらに、来年度からは後継事業として、従来のビジネス評価書の作成に加えて、さらに知財を経営に生かすための具体的なアドバイスを加えた「知財ビジネス提案書」というものを提供していくことを予定しております。

②についてです。先ほど知財事務局のほうからも御説明がありましたが、ビジネス価値評価検討タスクフォース関連のセミナーとしまして、特許庁が主催しております「巡回特許庁」においても経営デザインシート等を用いたセミナーというものを実施しているところでございます。

なお、この資料につきまして、①のところに「参考14、15」と書いてございますが、こちらは「2、3」の間違いでございますので、修正させていただきます。

3番目は、ページ番号8に飛びまして、重点施策12、品種登録出願された名称の第三者による悪意の商標出願問題とございますが、こちらは種苗法に基づいて品種登録出願された品種の名称が、その後に商標出願されて、悪意で第三者から出願される場合もありますが、そういった場合に、先に商標で登録になってしまうという問題があったということでございます。こちらにつきまして、現在商標審査基準ワーキンググループのほうで審査基準の改定に向けて検討中でございます。こちらにつきましては、既にパブリックコメントを行ってございまして、来年以降のワーキンググループにおいて取りまとめた上で、公表

する予定となっております。

先ほど事務局から説明がございました資料2のところ、各委員あるいは有識者ヒアリングでの意見等が出されたところについて、簡単に御説明させていただきます。まず、中小企業の減免手続を含め、特許出願手続の簡素化を要望ということにつきましては、先ほど御説明しましたとおり、ページ番号2でありましたが、申請書類をなくすということに加えて、さらに出願手続についてもわかりにくいというところがございますので、ホームページのほうを改善いたしまして、チュートリアル的なコンテンツをもう既に作成しておりますし、現在進行形で取り組んでおりますのが、電子出願ソフトの使い方をビデオ化して掲載するということがございます。引き続き手続の簡素化に向けて努めてまいりたいと思っております。

その次の中小企業支援政策がルーチン化していないかという話でございますが、こちらにつきましては、特許庁で策定しております地域知財活性化行動計画の中で、PDCAサイクルを回すことによって、随時見直しを図っているところがございますので、引き続きそういうルーチン化ではないような形で改善を図っていくというところに取り組んでまいりたいと思っております。

その次の産業財産権専門官等によるセミナーあるいは個別訪問につきましては、ページ番号7のほうで簡単に御説明いたします。特許庁の職員である産業財産権専門官は、これまで中小企業や関係機関等に個別訪問、セミナー派遣してございますが、この中で、金融機関あるいは地域の中小企業と関係の深い地方自治体、商工会、商工会議所等にもセミナーの実施、あるいは個別訪問等を行ってございまして、引き続きこちらについても支援をしてみたいと思っております。

知財総合支援窓口につきましては、ページ番号11から13で知財総合支援窓口について御紹介してございます。ページ番号11、参考7の右側のところに農業分野との連携状況について記載してございます。地方農政局等との連携を図り、GI等の農林水産業に関する知的財産の相談を受け付ける体制を整備してございます。また、窓口の担当者研修、農水省の各都道府県新人普及指導員研修等において相互に窓口利用の促進を図るような研修を行ってございます。

参考資料8、9につきましては、これまでの事例の相談件数、あるいは事例についてごく簡単に紹介させていただいております。こちらは窓口のホームページ等にも事例等は記載されてございますので、そちらのほうを御参照いただければと思います。

特許庁からは以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

続いて、農林水産省から御説明いただけますでしょうか。

○尾崎課長 農林水産省知的財産課長をしております尾崎でございます。よろしくお願いたします。

資料3-3「農林水産省における知的財産に係る取組」に沿いまして御説明をさせてい

たきます。私から地理的表示、種苗の育成者権、JAS、JFS、GAP、農業データ等について、順次御説明していきたいと思えます。

2 ページ、GIでございます。農林水産省では、農林水産物や食品等の地理的表示につきまして、例えば神戸ビーフとか夕張メロンといった地名と産品名がセットになっていて、その産品の特性が産地と結びついていると特定できる名称の表示を保護する制度を設けております。こういった制度につきましては、海外でも導入している国がございます、我が国のGI法を平成28年に改正いたしまして、海外の制度が我が国と同等である場合には、国際約束に基づいて相互に保護できるというシステムを導入いたしております。

3 ページでございます。改正GI法に基づいて初めて相互保護に合意いたしましたのが日EU・EPAでございます。左側に日EU・EPAの主な合意事項、右側に日EU・EPAに伴う今般のGI法の改正内容がございます。

左側は、先ほど申し上げました国際約束に基づくGIの相互保護ということで、日本側の48産品、EU側の71産品につきまして、地理的表示を相互に保護するということにつきまして合意をいたしております。既に今般の臨時国会におきまして日EU・EPAの承認をいただいております、発効は来年の2月1日を見込んでおりますので、2月1日に日EU・EPAが発効いたしますと、EUの71のGI産品も国内の制度に基づいて保護されていくということになります。

この日EU・EPAでは、先ほどの相互保護に加えまして、GIを保護する水準につきましても合意をいたしております。EUはGI制度の発祥の地でございます、ワインやチーズなどについて、GIの長い歴史を持っているとともに、非常に高い水準で保護しているということがございます。今般の合意の中でも、GIの保護レベルを引き上げるということで、我が国の現行のGI制度では、保護の対象にしていなかった先使用、先使用と申しますのは、GIの保護が始まる前から登録産品以外のところで同じ名称を使っていたものについては、引き続きその名称を使うことを許容するということが認められていたわけでございますけれども、こういった先使用がずっと残っているということになりますと、GIの保護というものが完徹いたしませんので、この点につきましては、保護の開始後7年間をもって解消することで合意をいたしております。

現行のGI法では産品に直接張りつけるラベリングを対象にしておりましたが、例えば産品に直接張りついていない新聞のチラシ広告や、インターネットの販売サイトにつきましてもGIの規制の対象にするということで、GIの保護の範囲を拡大することで合意いたしております。

3 つ目でございます。これまで名称の類似ということで、例えば夕張メロンというGIに対して、夕張タイプメロンとか夕張風メロンといったものについては、類似名称として規制をしておりましたが、そういった名前の類似以外でも、例えば北海道の夕張地区だけを赤く塗った地図のシールを張ってメロンを売るという形など、名称以外のいろいろな手段を使って誤認を招くような表示でGI産品と誤認させるといったものにつきましても、GIの規制の中で対処できるようにということで、今般、日EU・EPAとあわせて、この担保法

といたしましてGI法の改正をしております。GI法の改正は、日EU・EPAの発効の日から同じく施行されるという予定にいたしております。

5ページにお進みいただきますと、来年の2月1日、日EU・EPAの発効と同時に、保護が始まりますEU側のGI産品71がリストアップされておりますが、チーズとか生ハムといったものを中心に今後保護していくということでございます。ただし、国内でも非常に一般的に使われている名称が、この中のチーズ名称を中心に一部含まれておりまして、例えばモッツァレラディブファーラカンパーナの「モッツァレラ」とか、あるいはブリードモーの「ブリー」とか、カマンベールノルマンディの「カマンベール」、こういったチーズのタイプをあらわす名称につきましては、一般名称として引き続きこの名称を単独で使うことはいいということで、北海道カマンベール、十勝カマンベールといった名称は使用可能ということにさせていただいております。

GIの保護の強化につきましては、国内産品にも適用されるということでございまして、引き続き我々農林水産省といたしましては、GI制度の浸透と登録産品の増大に向けて努めていきたいと考えております。

12ページ、植物の新品種の保護、育成者権についての御説明でございます。農業において新品種というのは非常に重要でございまして、まさにイノベーションの源泉、あるいはイノベーションそのものと言ってもよろしいかと思っております。左側に最近の幾つかの品種がございしますが、例えば10aで大体500キロぐらいしかとれないものが、800キロぐらいまでとれる極多収米、あるいは病害に強い梨、あるいはそもそも北海道を米の大産地に転換させたきさら397というものも紹介させていただいておりますけれども、優良な品種が出てくるということで、農業が活性化し、発展してきたという歴史がございします。

こういった品種を開発するには長い年月と相応の費用がかかってございますが、右側を見ていただきますと、国内出願を追って見てみますと、右肩下がりという状況がございします。こういった農業のイノベーションを支える新品種の開発が伸びていないというのは問題もあるということで、農水省といたしましても、今後こういった新品種が農業者に引き続き持続的に供給されるという体制をどうやって構築していくかということで、いろいろな検討を始めているというところでございます。

13ページを見ていただきますと、新品種というものがどういうふうに農家、消費者にメリットを与えているかということでございます。左側に青いテーブルがございしますけれども、新品種を品種開発者が開発いたしますと、それが農業者に提供される。農業者は別にそれを強制されているわけではなくて、そこにメリットがあるからそちらの新品種を採用するわけでございますけれども、このメリットというのは、農業者が新しい付加価値、あるいはさらなる改良された生産性といったものでマーケットから好評価を得て、既存の品種よりも高い収益を上げることができる。その収益が一部品種開発者にきちんと還元されるというところを確保してやらないと、次の品種開発に向けたインセンティブが確保されないのではないかと考えておりまして、ブルーのサイクルがきちんと回っていくというこ

とを我々としてはどういうふうにやっていくかということで、例えば品種開発者が意図しないような形でこの種を買っていない農業者に種が流出してしまうことがないように、育成者権を使って抑止できるようにということで、使いやすい育成者権でありますとか、あるいは自家増殖というのがございますけれども、こういった形で農家が勝手にどんどん増やしていくということが育成者権のある品種について行われないようにしていかななくてはいけないのではないかとという視点から、現在検討しているところでございます。

他方、一部に誤解もあるわけでございますが、右側、一般品種による生産というのがございます。育成者権というのは、存続期間が25年で満了により切れるというものでございます。そういった切れたもの、あるいはもともと登録されていない在来の品種につきましては、農業者が常に使えるものでございまして、こういったものについては自由に増殖していいということでもございます。このあたりの混同も一部に見られるところでございますので、こういったところの誤解の解消も含めて、今後検討を深めていきたいと思っております。

14ページでは、そういった検討に向けて、知的財産推進計画2018の中で位置づけているところの取組状況でございまして、現在施策番号の9、10の施策内容について、専門家、法令の関係、知財の関係の皆様にもいろいろ御相談をしているところでございます。

12番のところは、先ほど特許庁さんの資料で御説明いただきました悪意の出願についての対応状況ということでございます。

15ページが現在の品種の登録の状況でございます。日本が非常に特徴的なのは、個人の育種家さんが相当程度いらっしやいまして、菊とかバラといったものの開発をされるということで、花き・観賞樹の品種が非常に多い。それから個人の登録が非常に多いということが我が国の特徴的なところかと思っております。

16ページは、海外への流出防止に向けてということでございます。品種の育成者権は、我が国における知的財産として我が国で登録するほかに、海外で育成者権を行使しようとするれば、その国での登録が必要になるということでございまして、例えばシャインマスカットでありますとか、イチゴでありますとか、海外への流出が問題になった事例もございますけれども、こういったものにつきましては、その対象国できちんと登録をするというのが流出防止の第一歩でございますので、まず登録をするということを支援する。それから流出を見つけてそれに対して対応していく。この3段階で現在支援に取りかかったというところでございます。

18ページからはJASでございます。JASにつきましては、非常に歴史のある制度でございまして、物の品質についての規格でございましたけれども、今般制度改正をいたしまして、品質だけではなくて、いろいろな技術とか物の生産方法、取扱方法、こういったものについてもJASをつくれるということで、概念を拡張いたしております。

19ページ、我々農水省発の規格だけではなく、事業者、団体からも提案をすることができるという形になっておりまして、そういった形で今、JASの制定が進められているという

ことをごさいますて、機能性成分の試験方法に関するJAS、例えば、べにふうき茶に含まれるメチル化カテキンとか、温州ミカンに含まれるβ-クリプトキサンチン、こういった機能性成分の統一的な測定方法についてのJASができ始めているという状況でございます。

23ページ、我が国の食品安全規格。これは民間の規格でございますけれども、欧米を中心とした大手の企業にも通用するものをとということで、今般GFSI (Global Food Safety Initiative)、海外のメジャー企業が中心になってつくった承認機関でございますが、こういったところの承認を受けまして、海外での取引にもかなり使えるようになってきたという状況でございます。JFSでございますとか、GAPの世界で言いますと、GLOBALG. A. P. というのがございますが、ASIAGAPがGFSIの承認を受けたということで、GLOBALG. A. P. と同等の扱いを受けることができるということになってまいりましたので、今後国内で取得企業の拡大を進めまして、この普及を図っていきたくて考えております。

27ページが農業データの関係でございます。農業データにつきましては、いろいろなスマート農業、例えば、高度な施設園芸管理システムの一環として設置するセンサーから取得される農業のデータなどは、価値があるものも多くございますけれども、これらのデータは一般的に著作権等の対象にはならないこととされています。今後、農業データの更なる活用は進めていこうとする中で、農業データに関するデータ契約に関するガイドラインをつくって、権利関係もきちんと整理していくほうがいいのではないかとございまして、31ページ、いろいろな契約の類型に分けて、この契約のモデルを作成しておきまして、パブリックコメントを経まして、本日公表する予定でございます。農業分野におけるデータ契約ガイドラインを示すことによって、農業者の保護を図りつつ、価値あるデータをきちんと活用していく環境を整えていきたいと考えております。

33ページでございます。先ほど特許庁さんからもINPITとの連携による相談支援体制を御紹介いただきましたけれども、農業分野におきましては、関係者における農林水産分野の知財権に対する意識、それを尊重する意識も含めて、これからどんどん啓発していかないといけないということでございまして、INPITなどと連携した相談窓口において相談を受け付けております。また、農林水産業に特有の協同農業普及事業という事業において、各都道府県が普及指導員を置きまして農業技術の普及に努めているわけでございます。知財を普及するにも役に立ちますし、知財に対する理解を深めていこうということで、普及指導員は都道府県の公務員でございますが、こういった方々への研修を開始しております。さらに、近畿大学に講座を置いて、近畿大学は農業系のいろんな研究が進んでおりますので、ここに我が課の職員を講師として派遣して講座を実施したり、農水知財に関する関連士業と連携しセミナーを開催したり、それから農水知財に関する基本テキストの作成といったことを今、進めているところでございます。

農水省からは以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移りたいと思います。意見交換の時間を20分弱とっておりますが、

できるだけ多くの委員の方に御発言いただけますよう、1回当たりの御発言時間を2分以内とさせていただきます。大変恐縮ですが、ベルが1分半で1回、2分で2回鳴るとのことになっています。それでは、御意見のある方は名札を立てていただければと思います。では、山本委員、お願いします。

○山本委員 内閣府の経営デザインシートと特許庁の知財ビジネス評価書についてです。特許庁がまだフィージビリティの段階だと思うのですが、特許情報分析に基づく企業マッチングレポートというのをやっています。これは試しにというか、私たちも東京大学の技術移転先を絞るために使わせていただいたのですが、これは非常によく、今は大学発ベンチャーの分析をやっていたりして、大学発ベンチャーがどことアライアンスをすればいいのかとか、気にすべき特許はどこなのかとか、そういったものが非常にわかるのです。なので、これを一緒に活用いただくと、多分中小企業もどう知財を強化するのかというのは弁理士の方と一緒にやればいいのかと思うのですが、どこの企業とアライアンスをすればいいのか、どこの大手企業の新規事業に資するのかとか、新しい知財が中小企業で生まれたときに、どこの大学と連携すればいいのかとか、そういったものが非常によくわかるものになっているので、これを一緒に活用していただくと、より。こういうデザインシートを書いてくださいと言うと、やらされ感というか、メリットがないとやらないと思うのですが、それがビジネスにつながるとなると、モチベーションが高くなると思うので、ぜひそういった促進をしていただければと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

渡邊委員。

○渡邊委員 特許庁さんの中小企業の一律手数料半額ですが、大変ありがたい制度だと思っています。手続も簡易化していただけるということなので、これもありがたいです。一方で、多分手続をきちっとやっていないと料金が確定しないので、事務手続上、手続と同時に申請をするという手続になると思うのですが、同時というのを余り厳格にしまうと、ちょっとミスをするとなかなか半減が認められないということにもなりかねないので、補充とか補正の機会を事務手続が遅滞しない範囲でお認めいただけるとありがたいなと思っています。

経営デザインシートについてですが、これから利用拡大、それから使う人の拡大を図っていくには、企業、特に中小企業に利用価値の説明をしていかなくてははいけない。利用価値の説明については、シートの4番目にあるようなメリットを宣伝しなくてははいけないのですが、ここに1つ具体的な事例があるように、こういうものを作成すれば使えるよという事例を示すのは非常に重要だと思います。ただ、現在進行形のものをこういう形で公表するのは、なかなか難しいところがあるだろうと思われまので、成功している企業の過去の時点での経営デザインシートをつくってみて、過去事例から出すというのは現在進行形よりもやりやすいのかなと。そういうパターンも考えてみる必要があるのかなと思って

おります。

以上でございます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

山田委員。

○山田委員 まず、中小の現状ですが、知財専門の社員を置いているところは数が少なく、経営者も幹部も売上確保に今、追われている状態ですので、知財・特許までとても手が回らないという意見はよく耳にします。経営デザインシートも、知財ビジネス評価書は金融機関が作成するものだと思いますが、地方、現場ではほとんど聞いたことがないのが現状です。経営者仲間に話を聞くと、こういうものを作成することでどれだけ売り上げ、利益が上がるのかという印象を持っている企業が多いと思います。

その中で、本日御説明いただいた特許庁の資料3-2の7ページに「中小企業の経営と知財を結びつけ、中小企業の売上拡大に貢献することが主たる目標」とありまして、これは大変心強いと思います。ぜひこの目標に向かってセミナーや個別訪問を推進していただきたいと思います。また、文章の中にもありましたけれども、地域の中小企業と関係が深い地方自治体へもこのようなセミナーをぜひ推進していただきたいと思います。

経営デザインシートについてですが、内閣府の資料の3ページの活用事例を拝見して、自社に置きかえて考えたときに、まず書けるかというのと、これを書いて本当に売り上げが上がるのかと感じます。多分どこの企業もそのように感じると思います。これを書くのは結構大変ですので、ある程度その企業の中身、技術力、どの市場に向かっているかがわかっているアドバイザが必要です。また「2028年の姿への移行」とありますが、知財戦略ビジョン、価値デザイン社会へと社会が変わっていく中で、そのあり方がわかった上でアドバイスできる方をぜひお願いしたいと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

宮島委員。

○宮島委員ありがとうございます。

経営デザインシートは、今後のポテンシャルが非常にある取り組みだと思って拝見しました。農業分野についてですが、中小企業に比べても農業分野は、ICT化とかいろんなところすごい先端を走っている人たちと一番おくられている人たちの差がすごく激しいと思っています。一種おくられているというか、一般の農業の方々に経営デザインシートという形でなくてもいいのですけれども、何か気づきを与えるような、そしてICT化も含めて、自分たちがやらなければと思うようなきっかけが必要なのかなと思います。

個別ですが、農水省の施策の中である制度が最近、前は面接しての対応だったけれども、往復はがきの受け付けにしたというのがありました。決してその政策を責めるつもりではなく、ひとつの例ですが、今のタイミングで往復はがきに変えたというのは、少しびっくりしまして、でも、それは政策として往復はがきでないについてこない方々が多いという

ことでやっているのだと思います。

ですが、キャッシュレスとかもそうですけれども、絶対現金がいいのだという人たちは残るのですが、残っているから現金に合わせるといよりは、いろいろなデータ活用の世界の中では、こちらのほうに行かなければいけないのだというところのプッシュの機能をどこかでしないと、最後まで私はわからないのだとか、私は現金がいいのだ、私はこのままでいいのだという人たちはどうしても残ってしまうので、何からそこに働きかけをする必要があると思います。

特に農業に関しては、進んでいる人たちのICT化の意識というのはすごく進んでいると思うので、そこに一般の人たちがいかについてくるようにするかというのは、これは政府そのもののICT化とか、政府そのものの仕事も含めて考えていく必要があるのではないかと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

原山委員。

○原山委員 2点ほど。まず、経営デザインシートですが、そもそもの発端というのが、知的財産戦略ビジョンで議論したことをいかに具体的な施策に落とすか、すごく難しい作業で、その一つの解だと理解しております。そういう意味で、その方向性なのですが、余り重たいものをつくるというイメージではなくて、誰もが簡単にお試しでやってみるということを促すという視点からこれを実装化する必要があると思っています。例えば今、若い人だったら、アプリでちょんちょんとやって、わからないけどやってみると。それが必ずしもすぐに経営のやり方を変革するということでもなく、みずからを省みるという流れの中に一つ使えると思うのです。ライトバージョンをお願いしたいと思います。

この中の一つの重みというのが、みずから見直すということでもって、プロセスそのものが意義があると思っているのが一つです。何かというと、こういうことは仕事が忙しいからなかなか考える暇がないわけです。でも、30分でもいいのだけれども、社内でこれをもとに議論するということが大事であって、その促しという役割が大きいと思っています。ですので、なるべくライトにするのと、なるべく政府がかかわらない形でもって、アワード、表彰状、そういうのはやめたほうが良いと思っています。

2点目が農林水産省のデータのことですが、このデータのことは、非常にクリティカルでわかっているのですが、と同時に、農業者間の知の共有が阻害されないような形にしないといけない。世の中、トラディショナルナレッジをいかに担保するかという議論があります。その中で、あうんの呼吸かもしれないのですけれども、一緒にやることによって知識を共有するというのが役割としては非常に重いはずなのです。それとこのシステムとの両方が両立するからこそ意味があるわけで、こちらを潰さないようなことを念頭に置いていただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

林委員。

○林委員 ありがとうございます。

農業における新品種開発の重要性については、先ほど尾崎課長から御説明があったとおりだと思いますが、これに関連して2点申し上げたいと思います。まず、種苗法についてですが、現在の種苗法では登録品種の保護の対象が明らかになっておりません。したがって、保護の対象を確認するためには、出願時の種苗、オリジナルの、現物しかないという現物主義が平成27年の知財高裁のなめこ事件判決でも採用されているところでございます。登録時の現物が損失したり、劣化していますと、そもそも立証の対象がないという事態になってしまいますので、こういった現物主義による育成者権の権利行使は、極めて困難でございますので、登録の審査に基づいた権利範囲の明確化ができるような種苗法の改正が必要ではないかと思っております。

2点目ですが、動物については、種苗のようなUPOV条約に基づく国際的な知的財産権保護の枠組みがないので難しいかもしれないのですが、動物遺伝資源についてでございます。最近も和牛の受精卵の中国への不正持ち出し事件がございまして、これについては家畜伝染病予防法違反、刑事告発などもできると伺っておりますが、しかしながら、それだけではなく、これを第三者が不正に持ち出して使用した場合についての差し止め請求などもできるようにすることを検討すべきではないか。すなわち、動物遺伝資源というのは、まさに品種改良情報が化体したマテリアル、そのものでございますので、これが不正使用された場合に対する対策を検討すべきではないかと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

土生委員。

○土生委員 私も自分がかかわっている関係から経営デザインシートに関してですけれども、2点ほど。1つは、きのう私も公開を前提にしたものを一つ書きましたので、近々お見せできるかと思っているのですけれども、それをやっている中で感じたのは、あれを使うと、自然に経営者と上位レイヤーからいろんな議論ができる。それも知財に限らず、多面的に将来構想の議論ができるという意味で非常に有効なツールで、知財と言うと、中小企業の皆さんは引いてしまうことがあるのですが、そこを引かずにスタートできるというところが大きなメリットかなと思っています。

ただ、実際やってみて感じたことは、シートに記載欄が多いので、それを埋めることが目的化してしまっていて、そうなるとう骨格が見えなくなるので、先ほど原山委員からも御指摘があったように、なるべく簡素な、骨格が見やすいような補助ツールのものが欲しいところです。私自身も、そうした骨格を別途図示しながらつくったので、そうした補助ツールがあると推進しやすくなるかなと。

もう一つは、なぜ書くのかというところ、中小企業にとってどういうメリットがあるのか。実際のところ書いたからといって目に見えて何かが変わるわけではないので、一つの大きなきっかけとして、政府が推進していると言っていると、政府が推進しているツ

ールだからやってみませんかというふうに最初の取っかかりとして言いやすいので、そこは旗を振っていただく必要があるかなと。

2つ目は、私が金融機関とおつき合いしている中で、知財関連のワークショップをやったりしているのですが、最近、特に金融機関の方の食いつきがよくて、彼らもお客さんとの対話、事業性評価と言うより、むしろ本業支援につながるような、対話のツールを求めていることを痛感しています。そのときにこの経営デザインシートが彼らのニーズにうまく合うのではないかなと思っています。

ただ、知ってもらわないことにはどうしようもないので、金融機関の方にこういうものが使えますということを知っていただくと、特に若い営業担当者などが経営者のところに行く際に、政府がこういうのを推進しているらしいから、社長、一遍やってみませんか、といったきっかけに使いやすい。そのためにも、なるべく簡単な骨格のツールがあるといいのではないかな。そういう意味では、ぜひ金融機関の方が集まるいろんな機会でも、経営デザインシートの存在をPRしてほしい。あわせて、上から行くだけだと、その過程で変なものがたくさんできてしまうと、経営デザインシート、だめではないかということになりかねないので、しっかりつくれる人たちを育てて、その人たちにまず現場で書くというところをしっかりとフォローしながら、いいものをつくっていくということも大事ではないかと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

細井委員代理。

○細井委員代理 ありがとうございます。

経営デザインシートについて2点だけ簡単に述べさせていただきます。経営デザインシート、非常にいいものができていると思いますが、各委員のお話からもありましたように、中小企業によってはできる場所、できないところがあると思いますので、私も本バージョンにライトバージョンも加えて、2つあったほうがいいなと思いました。これが1点目です。

もう一点は、これを何に使うのかという点で考えてみたところ、弊社は大手ですので、一例として、協業先選定という場合にこれを見ることになると思います。協業先の選定では、その企業はどのような技術があるのか、保有特許としてどのような技術を持っているのかというのは大事ではありますが、それだけではなく、その企業にはどのような特許リスクがあるのか、第三者特許としてどのようなものを警戒しているのかという視点で評価することになります。その点で、今の経営デザインシートだと、そういったリスクは事業課題（弱み）に記入するのかもしれませんが、ちょっとわかりづらい。もしくは欄が小さいので、別シートに記入できるようにしてもよいのかなと思います。そのような改善をしてもらえると、4ページにあるように、企業との連携・対話が進みやすくなるのではないかなと思いました。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

高倉委員。

○高倉委員 どうもありがとうございます。農業と知財の関係について、省庁横断的な取り組みを強化してもらいたいという観点から2点ほど申し上げたいと思います。

1つは、GI保護について、来年から日本とEUとの間で相互の保護が発効するわけですが、ぜひEUにおける監視体制を一段と強化してもらいたいということです。GIの場合には、普通の私有財産と違って、地域、公共の財産という観点もありますので、できれば在外公館とかJETROなどを使ってしっかり日本のGIが保護されているかどうか。言いかえると、一般名称化しつつあるような状況があれば、直ちに発見してきちんとした対応をとるということが今まで以上に必要になってくると思います。特に神戸ビーフとかいう名称は、既にオーストラリア産の和牛について、あたかも和牛の一般名称であるかのようにレストラン等で使用されている実態等がありますので、これについても早目に対応をとる体制をあらかじめつくっておいていただきたいということでもあります。

もう一つのほうは、特許庁が取り組んでおられる知財総合支援窓口の関係ですが、これについては、従来からこの場でもいろんな意見が出て、省庁横断的な取り組みの体制が既にできていて、実効が進んでいると思うのですが、現場の方たちに聞くと、いや、余り知らないとか、まだ使っていないという声もよく聞きます。国内出願が種苗で年間600件ということですから、余り件数が多くないので、その問題意識が高くないのかもしれませんが、一件一件の重みは大きい、重要性は高いので、何とか取り組みを強化してもらいたい。具体的には、各地方の農政局、あるいは各都道府県、弁理士会の地方支部、知財総合支援窓口や地方の通産関係の局などが共同して研究会とかセミナーを頻繁に開催することによって情報を共有し、海外出願支援についての減免措置とか、あと海外の情報の共有とか、各プレイヤーに自助努力を促すような場をつくっていくというのはどうかなと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

杉光委員。

○杉光委員 私も経営デザインシートに関連の話ですが、特許庁さんが平成28年から30年、今年度にかけて、地方創生のための事業プロデューサー派遣事業をやっていたらしまして、たまたま私は有識者委員としてこれに参加しているのですけれども、こちらの事業を余り御存じでない方もいらっしゃるかもしれませんが、すごく成果を上げていて、2カ月に1回ぐらい日経新聞等に出ているのではないかと思います。ポイントは、知財プロデューサーではなくて事業プロデューサーということで、事業を立ち上げるためのプロデューサーを派遣するという事業で、まさに経営デザインシートに理念が近いものだったのではないかと思います。残念ながらことしで一応区切りなのですが、ぜひ今後もこの

事業を続けていただいて、この経営デザインシートを活用していただけると、地方創生にも役立つのではないかなと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

竹市委員代理。

○竹市委員代理 私も経営デザインシートなのですからけれども、この資料にもございますように、非常に有用なものだと認識しております。事務局がいろいろと普及啓発活動をしていただいていることも認識しております。ぜひこういう形で継続していただければなと思います。ただ、これも言われていますが、実際につくるのは大変なのだろうなと思っておりまして、先ほど山田委員もおっしゃったと思うのですが、作成するに当たりまして、それを指導、アドバイスができるような方がいらっしゃればいいかなと。そのような制度もしくは人材を整備いただければなと思います。

それから、特許庁様の活動で中小の費用半減ということで、ドラスチックにやられたとされているのですけれども、施行が来年ということですが、もちろんやられるとは思いますが、施行後、実際にどのような出願が推移したかと。それだけでなく、実際にそれが中小の方々の知財活動、事業活動にどういうふうに影響があったかというのをぜひ見せていただければなと思います。

特許庁様の資料の6ページの知財ビジネス評価書のところでありますが、多くの金融機関が使われていると思うのですけれども、ここに利用した金融機関数という数字が出ているのですが、利用というのは、実際に融資につながっているのかどうか。ちょっとそれが気になるのですけれども、そこに特にフォーカスされていないのであれば、そういうところが見えるような形でご教示いただけますと、これの利用度がわかるかなと思った次第でございます。

以上です。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

久貝委員、お願いします。

○久貝委員 ありがとうございます。

ビジネスデザインシートについては、前は知的資産報告書というのがありました。それから知財ビジネス評価書もあって、役所のほうで御苦労されてつくってこられた。私も政府系の金融機関にいたことがありまして、こういうものをぜひPRしようということでやったことがございます。ただ、中小企業の側は、反応する方とそうでない方と両方ありまして、普及については苦労したということがございます。

例えば今回のこのデザインシートの場合ですと、大和合金さんの例があるのですけれども、これは大分私ども商工会議所のほうからもお願いをした経緯がございますが、仕上がったものを見ますと、まだまだ抽象性が高くて、ここで書いてあるように、感想としてこういうふうを書いておられますけれども、内容面でまだまだ課題はあるかと。これは例で

しょうけれども、こういうものをつくればいいのだというモデル・模範のようなシート例を紹介していただけるとありがたいというのが一つ。

もう一つは、金融機関との関係が重要だと思いますが、そこでどんなメリットがあるのかというのを示してもらおうというのがすごく大事ではないかなと思います。あるいはそれは融資条件かもしれませんし、あるいは金融のトップのほうからぜひこういうのをやってくれというのも非常に大きな励みになるのではないかなという気がいたします。

もう一つ、知財総合支援窓口の関係で、これは年々件数が増えておりまして、私どもはこの制度を大変評価しております。ただ、これは官の世界でありまして、地方に発明協会もありますし、それから知財協会さんも大分地方のほうへPRなさっている。そういう民間の団体、組織との連携、情報交換というのも考えていただけるとありがたい。

シスメックスという会社がありまして、大企業ですけれども、神戸で地元の中堅・中小企業と10年ぐらい交流会をされていまして、そこで具体的な出願、こうするのだよとか、先行技術調査はこういう課題があるよとか、そういう情報交換の中で地元の企業が勉強するというプロセスがございまして、そうなりますと、知財が重要で、次は大企業の知財の専門人材を中小企業に回してくると。時間はかかりますけれども、そういう地道なことが大事で、そういうものと官の努力との連携というものを少し考えていただけるとありがたいと申し上げたいと思います。

もう一点、総合支援窓口のデータ数は相談件数だけなのですが、実はどんな相談があったのかということについて、もう少し情報を開示していただけると、それは民間の知財関係のビジネスにもプラスになるのではないかなと思っております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

梶原委員。

○梶原委員 同じく経営デザインシートについてコメントさせていただきます。シートの内容そのものは企業におけるビジネス戦略だと思いますので、そのものずばりを公開する、公表するというのは少し違うのかなと思っております。むしろデザインシートをつくる上で工夫している点とか、何か支援があったとか、つくるまでのプロセスをどうするといいいよという話を盛り込んだらいかかかと思っております。

また、その効果なのですけれども、シートができ上がったときには、こんなことを整理できたという、社内の意識を同じにするという効果はすぐ出ると思うのですが、一方で、ある一定期間たった後に金融機関との会話がスムーズにいったとか、あるいは他企業との連携をする上で非常に役に立ったとか、経時変化をフォローして、デザインシートをつくったことによってこうなったよという事例を積み上げていくと、普及が図られていくのではなかろうかと思っております。

農業分野の知財戦略強化ですが、人材育成が重要になるということは言うまでもないのですけれども、実際の農業従事者の方々への浸透とか教育はどうなっていくのかなという

のが気になるところです。資料3-3の最後のページに近畿大学に講座を設けてとあるのですが、各地域で面としてスケール感のある活動されるといいのではないかと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、江村委員、お願いします。

○江村委員 ありがとうございます。

農業分野におけるデータの利活用についてコメントさせていただきたいと思います。農水省さんの資料の28ページにまさに描かれていることですが、今のデータ連携というのは、生産の視点でやられているという感じなのですが、産業としての価値を上げるという意味では、ここにあるスマートフードチェーンで生産から消費までを結ぶということが非常に大事になるかなと思います。価値を上げるというのもありますし、もう一個は食料廃棄を減らすという観点もあって、非常に重要なのですけれども、この視点で考えると省庁連携が非常に重要になるということと、そのためのデータセットのあり方というのは、今の視点と全然変わってくると思うので、その辺の議論をぜひ強化していただくことが重要ではないかなと考えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

相澤委員、お願いします。

○相澤委員 経済政策の中で、成長戦略との関連で、知財政策を明らかにしていく必要があると思います。そのためには、知的財産政策が投資促進に深く関連した制度であるということの理解を皆さんに深めていただく必要があると思います。投資促進のためには、金融が重要です。SDGsが注目を集めているのも、投資のツールとして使われているということにあると思います。

そういう意味で、デザインシートも、価値としての評価がきちんとなされるような側面で使われ、金融庁の理解を得ることが非常に重要であると思います。さらに、財政当局の理解を得るということも必要であると思います。

先ほど出ました農業に関しましても、GIであるとか育成者権ということも、これからの自立した農業政策のためには、農業金融へと結びついていくという将来像があって、経済政策となると思います。自立へ向けての姿が政府の財政措置の意義となると思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

最初のトピックスについて一通り意見を伺いましたけれども、各省庁からこの場で何かコメントがございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

○住田局長 いろいろとありがとうございました。特に経営デザインシートについて大変多くのコメントをいただきました。ライトバージョンが必要だというのは、全くおっしゃるとおりで、別途つくっております。いろいろやってみると、簡単なものはないのと必ず言われるので、ほぼできつつありますから、また御紹介できるのではないかと思います。

それから、過去の時点のほうがやりやすいとか、あるいはモデルみたいなものというお

話もありましたが、これは全くおっしゃるとおりだと思っていて、下町ロケットの佃製作所をつくってみようかなとか、あるいは帝国重工でもいいかなと思うのですけれども、そういうこともやってみると、みんなが知っている、わかりやすい、これだったのかということになるかなと思っっているのですが、権利の問題もあるかもしれないので、注意しながらチャレンジしてみられるといいなと思います。プロセスが大事だということも全くおっしゃるとおりだし、効果の経時変化を見ろということのも、しっかりやっていかなければいけないなと思っております。

ただ、1点、これは中小企業だけの問題ではないので、大企業でもつくっていただければいいなと思っっていて、したがって、御自身の側から協業先の選定に使うというだけでなく、自分自身も協業先として選定されるために使われるのだということは十分意識していただきたいのと、あと、中小企業全部ができるものではないし、これは結局、やりたい人がやってくれるしかないのですね。売り上げが上がるのですかというのは、まさにきょうの議論にもあったように、すぐに受け上げが上がるようなものではないわけで、むしろそれ以外のメリット。会社の中でいろんなことが共有されていくとか、あるいは取引先との関係でいろんなこと、自分が本当にやりたいこと、理念みたいなものが共有されていくと。中小企業の皆さんが自分のやりたいことを主張できて、やりたいことがやれるようになる。そういう環境づくりをできないかなと思っていまして、そこのところは私どもの思いとしてはあるものですから、全ての企業が使うと売り上げが上がるのだよというものは多分ないのだろうなと思っいます。

もちろん、これをつくってみた上で、どこの部分を出すし、どこの部分を出さないのかという作戦も当然立てていただければいいということで、先ほどアプリみたいなものというのがあったのですけれども、これもつくってみようかなと言っているところがあるのですが、ぜひそういうところまで行けると一番いいかなと。アプリで幾つか質問、QAみたいにしていくと、原案の一番骨の骨みたいなものが見えてくる、そういう形ができると、このデジタル時代に一番使い勝手のいいものになるのかなと思っしております。

ありがとうございました。

○渡部座長 ほかにございますか。どうぞ。

○尾崎課長 農林水産省でございます。

いろいろ御指摘いただきまして、ありがとうございます。農水省でも自覚しておりますのが、一部の先進的な農業者がITの積極的な取り込みを進めているという一方で、大宗のところはそういうところに至っていないし、そういう意識もまだ目覚めていない部分があるという中で、そこを面的に広げていくというのは、なかなか一朝一夕にいかない部分があるということでございますけれども、我々としては、いろんなところでいろんなチャネルを使ってやっていくという中で、JAでありますとか、ここでも例で取り上げさせていただいておりますが、普及指導員を突破口として、ここに知財の意識をまず持つていただく。自分たちのほうで身近にある知財というものに気づいていただく。それを活用していく。

そういうステップになっていけばいいのではないかと考えております。

データについても、いろいろな施設園芸の中でデータが日々生まれているのに、そこに無自覚な場合も非常に多くあると聞いておりますので、今回我々はガイドラインとしてのモデルの契約のあり方みたいなものをお示ししたわけですけれども、こういったものを世に出していく中で、それを目にする機会がふえる。まずは、農業者が安心してデータ流通に取り組めることがまず重要であるとの認識の下、今回のデータ契約ガイドラインは農業者側に配慮した内容になっており、ここまで守られていれば大丈夫かなと農業者が安心感をもってスマート農業に取り組みやすいものになればいいのではないかと考えております。

日EU・EPAの発効に関連しまして、EUでの我が国のGIがきちんと守られるということは非常に大事だと考えております。これはEUの各国の制度の中で守られることになりますので、我々といたしましては、EUの各国の制度をよく調べて、こういうものが見つかったら、どこに言っていけばいいのか、どういうものがデータとして必要なのかといったことをまず整理して、いろいろな在外公館などにも情報提供をしていきたいと考えております。

データの関係で、川上、川下というのがつながるとするのは、我々としても重要なメリットの一つだと思っております。そのためには共通の言語を持つことが大事だろうと思っております。いろいろなデータにつきまして、いろいろな定義をしっかりと持って共有するということも含めて、一から取り組んでいく必要があるかと思っております。

林先生から種苗法と家畜の遺伝資源についてというのがございました。種苗法のほうは、まさに我々の問題意識も、育成者権をせっかくとっていただいたものが、訴訟の場も含めてきちんと使えるものであるということが大事だと考えておりますので、このあたりの制度のあり方も含めてこれから検討していきたいと思っております。

家畜の遺伝資源のほうも、この間見つかりました事案は、家畜の伝染病の関係でとまったということございまして、まだ調査中でございますけれども、第三者から頼まれて持ち出したということだったようにも言われておりますので、今回の事案を受けての対応については担当部署のほうで検討していくということかになるかと思っております。

○渡部座長 ありがとうございます。

特許庁、ありますか。

○米村部長 特許庁でございます。

施策面、手続面、いろんな御提言をいただきました。重く受けとめて、しっかり検討してまいりたいと思います。

あと、複数の委員のほうからいろんな連携をしっかりしろということがございましたので、シートについて、内閣府ですとか農水省ですとか、あと、地域レベルでいろんな主体があるということにつきましては、今、いろんなところでできるだけ広げて、巻き込んで一緒にやるということをやっておりますけれども、引き続きいろんなところに打ち出していききたいと思っておりますので、また各省の御協力もよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

1つ質問がありましたので、お答えを1つだけ簡単に。

○武田課長 知財ビジネス評価書を活用した融資の実績という御質問がございました。これは27年度から実施しておりまして、29年度末、ことしの3月までの実績でございますが、39の機関で57件の融資実績がございます。融資金額は数千万から3億円なのですが、実際に金融機関からは融資よりも本業支援をするためのスキルアップのニーズがふえているというのが現状でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、次の項目に移らせていただきます。「ビジネスモデルを意識した標準、規制等のルールのデザインについて」、経産省からの説明をお願いいたします。

○宮崎課長 経済産業省の基準認証政策課長の宮崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうから資料3-4に基づきまして、標準化の関係の取り組みについて簡単に御説明申し上げます。

国際標準をめぐる環境はいろいろと変わってきているところがございます。大まかに分けて3点を意識しております。1つ目が、第4次産業革命の到来により、モノだけでなくサービスやそれらがつながったシステムが生み出され、付加価値を生むという時代において、様々なものがつながるインターフェースの部分では標準化が常に意識されるようになってきております。

このように、標準化の範囲が広がっていることに加え、何かを開発してから標準化ではなく、社会実装の要件として初めから標準化を意識する必要性がますます高まっています。

2点目として、もう一つの標準化の広がりとして、サステナブルファイナンスやサーキュラーエコノミーのように、個別の企業や業界ではなく、グローバルで活動する企業の活動そのものをどういう軸で評価をし、どういう方法で評価をするかという観点からの標準化の議論も、ISO等々では始まってきており、こちらについても感度を高めていく必要があります。

3点目として、特に欧米の企業が、標準だけではなく規制も含めて自社の事業になるべく有利な形で市場をつくっていくような動きがますます激しくなっているという点があります。

このような標準化の対象の拡大、スピード感の必要性、それを利用した競争の激化という環境の変化に制度的にも対応していくことが必要となり、本年5月の通常国会で工業標準化法を14年ぶりに改正したところです。これを梃子にして、国際標準原案の開発や標準化の活用に関する普及啓発、人材育成などを進めていくという構えにしております。

以降、個々について、それぞれ簡単に御紹介いたします。2ページ目の絵は、標準化をめぐる対象とか意義が歴史的に変わってきているということで、さまざまなものがつながって付加価値を生む時代になって、標準化の対象も広がり、事業を始める、あるいは考え

る当初から意識することが必要になってきましたという御紹介です。

次のページがもう一つの広がり軸としましての企業活動、社会システムの標準化の動きということで、下にサステナブルファイナンス、あるいはサーキュラーエコノミーという例をつけております。サステナブルファイナンスの経緯につきましては、EUにおける議論が先行しております、要すれば、地球が今後持続的に発展していく観点から、投資のサイドでどのような考え方に基づいて対象を決めていくかという議論が、EUを中心に進められていたものが、昨今ISOのほうにも提案されて、既に委員会も立ち上がって、来年の3月には国際会議がロンドンで開かれるという流れになってきております。

また、サーキュラーエコノミーの文脈につきましても、個別の企業のリサイクル等々の循環経済を実現していくプロジェクトについて、どのようなプロジェクトをよいものと評価するか、そういう評価軸の議論というのもフランスのイニシアチブで進められているということで、これは個別の企業、業界ではなく、およそグローバルで活動される企業の皆様にとっては等しく影響が出てくるものであり、注意を払う必要があるということです。

次のページが世界地図に各国の企業の皆様の規制や標準の活用例をマップしているものです。こういった動きがますます激しくなっていく中でどう対応していくかということです。

以上のような環境の変化を踏まえて、5ページ目にございますような問題意識で工業標準化法の改正に今回踏み切ったということです。

6ページ目に改正内容の主なものを御紹介しております。一つがJISの対象の拡大、これまで鉱工業品を中心としていたJISの対象にデータ、サービス、経営管理を追加し法律の名称も「産業標準化法」に改めるという改正を行っています。

2点目が標準化のスピードアップということで、現在はJISの制定や改正の8割程度が民間団体等々からの提案になっておりますが、これまでのプロセスでは提案のあった原案を工業標準調査会で審議をさせていただいた上で、大臣が公示をするという形になっております。これを、一定の要件を満たす機関からのJIS提案については審議会の調査を経ることなく速やかにJISを策定できるようなプロセスを設けています。

3点目が、昨年来続いております製造業を中心とした品質の不正に関する対応で、JISマーク認証の抑止力を高めていくということで、罰則の強化を図っています。

4点目が、国際標準化の重要性がますます増していく中で、JIS法の法目的に国際標準化の促進を追加するとともに、標準に関する関係者、国、国研・大学、事業者の皆様に取り組んでいただきたいことを努力義務規定として整備をしています。

改正法は5月に公布され、11月29日に一部規定が先行的に施行されていますが、本格的な施行は来年の7月1日としており、積み残しとなっている政省令の改正やガイドラインの策定を鋭意進めているところです。

改正JIS法の施行と並行して、企業の皆様の標準化の取り組みに対する支援も進めています。8ページ目が予算を使った標準開発の例ということで、例えば30年度では自動走行シ

システムやIoTセキュリティーに関する標準化について委託費を活用して標準化活動を支援しています。

9 ページ目は、個別の企業の標準化の取り組み、戦略的な活用をサポートするという意味で、日本規格協会、各自治体、産業振興機関、金融機関、大学・公的研究機関等々の皆様に御協力をいただきまして、中堅・中小企業の皆様に対する支援体制を整備しています。現在153機関登録いただいております、さらに活性化を図るべく議論をしています。

最後に、人材育成につきましては、標準化の専門家に加えて、標準というツールを事業戦略の中に位置づけてビジネスの中で活用していただく、そういうマインドを持った方々が求められること、企業の経営層の皆様にもこうした人材育成について御理解をいただきたいと考えています。現在、把握している限りで60～70社程度の企業で最高標準化責任者（CSO）を設置いただいておりますが、各社CSOから各社の取り組みや今後の課題などをヒアリングさせていただいております。

また、国際標準化交渉をリードできる人材の育成を目的に研修事業を以前から実施していますが、東京だけで年に1回やっていたものを、来年は大阪でも1回開催するということで、随時拡大をはかっています。現在、修生生は大体260名ぐらいおられますが、おおむね好意的な評価をいただいております。こういった方々が将来経営に関わり、事業戦略の中で標準をうまく使っていただくような活動をしていただくことを期待しています。

また、大学等での標準化人材の育成のための研修教材の作成や講師派遣などのサポートも行っており、これらも引き続き続けていきたいと考えています。

資料には含めておりませんが、去年も話題になった官民連携につきましては、各省庁連携による標準化の取り組みについて、内閣官房の再生事務局に音頭を取っていただき、昨年からは国際標準獲得に向けた官民連携会議を開催しています。これまで計6回開催し、現在はSociety5.0の標準化をどのように各省連携で進めていくかという議論を進めているところであり、次回は年明けに開催を予定しています。

これと呼応するような形で、経済産業省においてもSociety5.0に関する標準化の検討会を立ち上げており、有識者にお集まりいただいて具体的にどのような活動をやっていくべきかの議論を始めたところです。例えば、Society5.0の中に出てくる用語にも使う方によって意味が変わることがあるため、用語の使い方等々をそろえていくなど、国際提案も含めて考えていくこととしています。第2回を昨日開催したところですが、年明け以降も随時加速的にやっていきたいと思っています。

簡単ではございますけれども、以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

2番目のテーマなのですが、ちょっと時間が押していますので、3番目のテーマも御説明いただいた後、両方一緒に意見交換という形にしたいと思います。

まず、知財システム基盤の強化について、特許庁さんから、少し時間が押していますので、短目をお願いいたします。

○津幡企画調査官 それでは、資料3-2に戻っていただきまして、ページ番号15から簡単に御説明させていただきたいと思っております。知財システム基盤の強化ということで、重点48になります。こちらは「参考1～3」とありますが、こちらは「10～12」の間違いでございます。失礼いたしました。

1つ目ですけれども、近年商標登録出願の件数が増加傾向にございまして、審査期間が長期化されるおそれがあるということから、審査体制の整備を図っていく必要がございます。そこで審査官の増員に加えまして、ここに記載しています3つの取り組みについて実施をしようとしているところでございます。こちらにつきましては、次のページでまた説明いたします。

飛びまして、②の新しいタイプの商標につきましては、平成27年4月から新しいタイプの商標を認めているところでございますが、こちらにつきましては、現在審査内容について実態分析を行っておりまして、来年度以降、必要に応じて商標審査基準等の改定も視野に入れて引き続き検討を行ってまいりたいと思っております。

16ページに移っていただきまして、まず商標の審査体制の整備ということで、1つ目が民間調査者の活用可能性の実証事業というものを来年度から開始したいと考えてございます。こちらは民間調査者が持つ商標登録出願についての調査能力、あるいは活用可能性を実証するというもので、3年にわたり試行的に実施していくことを考えてございます。その中におきましては、事業の実施の方法、あるいは調査者の育成方法について、レポートをまとめていくということを考えてございます。

17ページ、ファストトラック審査の開始ということで、これまでも商標出願につきましては、早期審査というものをやっておりますけれども、これから10月以降の出願を対象に、商品あるいは役務の記載に問題がないような、明らかな出願につきましては、申請不要で手数料も不要なのですが、通常の審査に比べて2カ月程度早くなるという運用を行っております。こちらは早くなるだけではなくて、こういったことを取り込むことで、出願人が商品、役務の記載に問題がないような出願が増えるということで、審査の負担が軽減されるということを狙っております。

次のページになりますが、非常勤職員の増員ということで、これまでも審査官を補助する資料分類調査員というものを設けてございますが、こちらを増員することで審査官の負担を軽減して、効率よい審査というものを進めてまいりたいと考えてございます。

19ページ、重点49は、PCTの特許協力条約に基づく国際調査の協働調査試行プログラムというものを開始してございます。こちらは、通常でございますと、一つの国際調査機関、日本の場合は日本の特許庁になりますけれども、こちらで一つの国際調査報告が作られて、それに基づいて出願人は各国に出願するかどうかという判断を行ってございますが、この協働調査試行プログラムによって、日、米、欧、中、韓の5大特許庁が協働して先行技術調査や特許性の判断を行うということで、PCTの国際段階において複数庁の調査結果が得られるということから、海外での円滑な特許権の取得が可能になるということをご期待して取

り組んでございます。こちらにつきましては、とりあえず2年間の実施を予定してございまして、現在着実に案件を処理しているところでございます。

次に、22ページに飛んでいただきまして、重点番号50、人工知能、AI技術の活用に向けたアクションプランということで、特許庁におきましては、特許庁業務の支援ツールとしてAIを導入するというので、現在実証あるいは実際の開発段階に進んでいるところでございます。

従来のウォーターフォール型の開発ですと時間もかかってしまいますし、そもそもAIというものの技術自体の進展が速いということから、アジャイル型の開発ということで取り組んでございます。具体的なアジャイル開発の案件の候補としては、ここに記載していませんが、特許分類の付与、あるいは特許の先行技術調査、商標検索機能の強化等を含めまして、現在7つの事業について進めてございます。7つにつきましては、24ページのところで現在の進捗、あるいは今後の予定について記載させていただいております。

25ページ、重点51、特許情報プラットフォーム。これはINPITのJ-PlatPatになりますけれども、こちらで審査情報、特許情報といったものを紹介するという機能がございしますが、こちらにつきましては随時改善を図っているところでございます。

ここに記載してございますが、経過情報提供の迅速化ということで、これまで審査結果等の情報が提供されるまでに3週間ぐらいギャップがあったところがございますが、こちらにつきましては、1日に短縮する。あるいは、提供される書類の範囲を、特許だけではなく、意匠・商標の審査段階の書類、あるいは審判段階の書類というものも新たに照会可能となるように改良を進めているところでございます。あとは、ここに記載しているとおり、検索対象の拡充、使いやすさの改善というものを図ってございます。

続きまして、ページ番号27になります。重点番号52ということで、機械翻訳システムの精度を向上させるための取り組みでございます。こちらにつきましては、これまで日本の審査書類というものはJ-PlatPatを使って見られたということがございますけれども、来年度以降、日本の審査関連情報を対外的に発信することを強化するために、審査書類の人手による英訳文と機械翻訳の学習データをつくり、それによって日英の機械翻訳の高精度化を実施するというのを考えてございます。こちらのリリース自体は来年度になりますが、随時機械翻訳データ等が入ることによって学習されていくことを考えてございます。

同様に、中国の審決情報につきましては、日本語に翻訳して、日本のユーザーに利用していただくことを想定してございますが、こちらについても機械翻訳システムについて順次進めているところでございます。

ページ番号29、重点53、標準必須特許を巡る紛争ということで、こちらは取り組みの報告になりますが、本年6月に「標準必須特許のライセンス交渉に係る手引き」というものを日本語、英語で公表しているところでございますが、こちらにつきましては、各種国際会合であったり、意見交換であったり、説明会等において周知を図ってございまして、いろんなところからよいという反応をいただいております。

また、標準必須性に係る判断のための判定というものも開始してございまして、こちらは従来の判定に加えまして、標準必須に当たるかどうかというものを判断する取り組みを開始してございます。こちらにつきましてもいろんな場面を通じて周知を図っているところでございます。

ページ番号32、先ほども御説明いたしました、本年の通常国会において特許法が改正されて、先ほどの中小企業の出願料等の半減、知財紛争処理手続の拡充、ユーザーの利便性向上等の改正を行ったところでございますけれども、こちらが適切に運用されるかどうかというところを注視してまいるとともに、新しい制度について周知を図っているところでございます。

簡単ではございますが、特許庁からの説明は以上になります。

○渡部座長 ありがとうございます。

次は法務省から御説明いただけますでしょうか。

○堂蘭民事法制管理官 それでは、法務省から裁判手続のIT化について御説明いたします。資料3-5をごらんいただければと思います。A4縦の1枚ものでございます。裁判手続のIT化につきましては、平成16年に民事訴訟法を改正いたしまして、オンライン申立てなどを可能とする規定を整備し、現に支払督促手続という簡単な手続で債務名義を取得するものですが、こういったものについてはオンラインでの申立てが可能となっておりますが、通常の民事訴訟では訴えの提起などについてオンラインですることはできないという状況でございます。

電話会議システム、テレビ会議システムも法律上、一定の制約がございますので、その利用の場面は限定されている状況であり、諸外国、特に進んでいる国と比べますと、IT化がおくれているという状況にあるかと思えます。

そういった現状を踏まえまして、平成29年に国民の利便性向上、あるいは国際競争力の確保という観点から、未来投資戦略2017などにおいて裁判手続のIT化を推進するというところになったところございまして、それを受けて、内閣官房で裁判手続等のIT化検討会という会議体が立ち上げられ、平成30年3月に報告書が取りまとめられて、具体的な方向性が示されたという段階でございます。

その報告書の具体的な内容といたしましては、e提出、e事件管理、e法廷というものを目指すということでございます。

e提出は、主張・証拠、訴えの提起も含まれますが、こういったものをオンラインでの提出に一本化する。それから訴訟記録は、現在紙で作られておりますが、それを電子記録に一本化するということでございます。

e事件管理は、当事者の方が主張・証拠に対して、オンラインで随時アクセス可能な状況にする。それから裁判期日等についてもオンラインで調整することができるようにするというものでございます。

最後のe法廷は、ウェブ会議、テレビ会議、現在も使われておりますが、これをさらに

拡充していくということでございまして、その拡充のために、口頭弁論期日や争点整理の在り方を見直すということの内容とするものでございます。

それを実現するためのプロセスでございますが、この報告書の中ではフェーズ1からフェーズ3まで3段階に分けて実現をするということにされているところでございます。

フェーズ1は、現行法で、法改正をせずに実現可能なものを平成31年度から試行していくというものでございまして、これは運用の改善ということになりますので、基本的には最高裁が主体となって検討をしているというものでございます。

次のフェーズ2、フェーズ3は法律の改正を伴うものでございます。法律の改正につきましては、民事裁判手続全体を俯瞰した上でどういったものをつくっていくかという検討が必要になりますので、検討としては同時並行的に進めているところでございますが、ここでフェーズ2とフェーズ3に分かれておりますのは、実際に法改正がされた場合に、フェーズ2のほうは基本的にウェブ会議等を利用するというものでございますので、現行、既に利用が進んでいるため、この法改正に伴う実施のための準備期間というのは、比較的短い期間で済むというのに対しまして、フェーズ3の内容につきましては、オンライン提出に一本化したり、あるいは訴訟記録を電子化することになりますので、そういった意味では、システムの構築ですとか、あるいはITの利用が難しい方に対する支援などの環境整備をする必要があるということになりますので、法改正がされた後、そのための準備期間がある程度必要だろうということで、この2段階に分けているというところでございます。

現在、このような報告書の提言等も踏まえまして、民事裁判手続等IT化研究会において、より具体的な検討を進めているというところでございまして、全面的なIT化をした場合にどのような問題が生じるのか、その問題に対してどのような方策を講ずる必要があるのかという観点から検討を進めているというところでございまして、最終的には法務大臣の諮問機関である法制審議会での検討が必要になるかと思っておりますが、2019年度（平成31年度）中の法制審議会への諮問を視野に入れて、現在鋭意検討を進めているというところでございます。

私の説明は以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま2つのテーマについて御意見をいただければと思います。人数を把握したいので、御意見がある方は名札を立てていただけますでしょうか。では、山田委員。

○山田委員 山田でございます。

新市場創造型標準化制度によるJIS化は、売り上げ、信頼性の向上ということで、非常に効果的だと思っております。その先、国際標準ということで、実は先日初めてISOの会議にも出席したのですが、JISとISOでの違いは、まず英語ができるかどうか、英語で資料がつかれるかどうか、その委員会において英語でPRができるかどうか。今後、ISO化の推進には、英語ができる人材の支援、育成をぜひ御検討いただければと思います。

○渡部座長 原山委員。

○原山委員 旧来日本というのは標準化に立ちおけているということで、標準化推進という施策が打たれて今日に至るわけですが、と同時に、標準化の意義が問われていると思っております。何が申し上げたいかというと、対象がクリアに特定できるものであれば非常に有意義なのですが、そうでない場合には必ずしも標準化が必要かということも問わなくてはいけないと思っております。

例えば昨今ではビジネスモデルあるいはSDGs関連のところでも標準化が進められていて、先ほどの資料の中にもサステナブルファイナンス、サーキュラーエコノミーがありますが、両者ともかなりクリアに対象を絞り込んでいるというわけで、SDGsそのものの標準化ではないということなのです。それに準拠していきますと、先ほどの御説明の中でも、Society5.0の標準化という話があるのですけれども、Society5.0そのものは、私もかかわったのですが、これを概念として育てていきたいというのが趣旨であって、必要なのは社会学的に言う概念化なのです。ここでおっしゃっている議論というのは、例えばSociety5.0の概念があった上で、その中のパーツとしてこの技術的な側面もあるでしょうし、これを進めることが肝心だという、対象を絞り込んだ上で、そこでの標準化が必要だと思っております。ですので、一般に言うとSociety5.0の標準化と言ってしまいがちなので、それは絶対に避けていただきたいと思えます。

○渡部座長 林委員、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

資料3-5の裁判手続等のIT化について、意見を申させていただきます。「諸外国の状況」というところに出ておりますが、我が国の裁判手続のIT化は、「周回遅れ」で遅れております。後進国と言っても過言ではないと思えます。その点では、客観的な指標を見るべきだと思うのですが、世界銀行が事業環境に関するランキングである、Doing Businessを毎年出しております。そこにおいて、国際的な司法手続の質の向上という項目があるのですが、その観点での指標は、書面の提出、納付、公表の電子化という、いわゆるペーパーレス化と案件管理、電子ツールの導入でありまして、資料3-5でいいますと、e提出、e事件管理、この指標しかありません。e法廷のようなテレビ電話による審理のようなものは指標にすらなっていません。

日本も裁判手続IT化に関する工程を考える上では、こういった国際的な指標も勘案して、今、フェーズ3に先送りされているe提出、e事件管理を前倒しして進めるべきではないかと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

吉村委員代理。

○吉村委員代理 時間があればいろいろ申し上げたいことはあるのですが、時間が余りないので、1点だけ。特許庁さんがお示しされている資料の32ページ「特許法改正後

の適切な運用の注視と新制度の周知」にかかわることです。現在進められている特許制度小委員会の議論がどうなっているのかということに関して、一言申し上げたいと思います。資料上は30年の法改正によって導入される新制度についての適切な運用の注視と新制度の周知となっているわけですが、現状どうなっているかというと、その小委員会では、次期通常国会に特許法のさらなる改正について提出することを目指して、現在査察制度の導入を含む幾つかの論点について議論をされておられます。

査察については、2017年に取りまとめた報告書において、営業秘密漏えいの危惧が払拭できないということで、採用が見送られて、他方でインカメラが支持されたということで、その導入を含む法改正がまさに30年になされたというところです。

インカメラについては、施行は来年7月、すなわち法改正がまだ検証できる状況にないということでございます。そういう中で、前回否定された査察について、特段大きな状況変化とか差し迫ったニーズ等の立法事実も十分に説明されないままに、導入前提で議論が開始されたことには大変強い違和感を覚えるところでございます。しかもこの小委員会の議論は10月から開始したばかりであって、開催回数も極めて少ない状況でございます。委員構成についても、経団連とか知財協とか、知財に関する知見を有する団体の代表を委員から外して、特定個社のみを委員とするなど、産業界の幅広い意見を集約する姿勢なく進めているように見えて仕方がありません。経団連としては、こうした進め方は客観的に考えても望ましい姿とはとても思えないので、特許庁さんに改善を求めてきたところであります。これを受けて、恐らく改善の兆しが今、見えてきたのかなと思います。

きのう小委員会が開催されましたけれども、当初はここで報告書案を示して取りまとめてしまうということを想定されていましたが、何とか思いとどまっていたいただいて、かわりに論点整理のペーパーをもとに議論するというようにしていただきました。結果、恐らく小委員会で初めて実質的な議論がなされたと承知をしております。

我々は、決して査察の議論を一切してはいけないということをお願いしたこともなくて、いつ何どきでも必要な議論は行うべきだと考えております。小委員会においては、ようやく議論が深まる兆しが昨日出てきたというところです。加えて、我々もオブザーバーステータスではありますけれども、議論に参加させていただくということにさせていただいたということでございます。

ですので、特許庁におかれては、この後、次期通常国会法案提出ありきで取りまとめを急ぐのではなくて、産業界の意見もしっかり聞いていただきながら、今後とも丁寧かつ十分な議論をしていただくように強くする次第でございます。

以上です。

○渡部座長 それでは、細井委員代理。

○細井委員代理 ありがとうございます。簡単に、2点だけあります。

1点目が、裁判手続等のIT化についてです。この裁判手続等IT化は、社内業務とか代理人業務が軽減されることが期待されているので、ぜひ進めていただきたいと思います。

しかし、フェーズ2、フェーズ3と先が長く、最終的には法改正が必要なので段階的な計画となることは理解しておりますが、特にフェーズ3は、林委員もおっしゃっていましたが、何とかスケジュールを前倒ししてもらえないかご検討ください。それが1点目です。

もう一点、今、吉村委員代理の発言もありました点です。私もきのうの特許制度小委に参加してまいりました。特許庁より論点ペーパーが出て、かなり争点が明確になってきたなと思いますが、きのうの特許制度小委員会でもかなり意見が割れていましたので、これからもっと慎重な議論が必要だと思っています。1月に特許制度小委員会を2回開催すると聞いておりますが、それだけで十分な議論ができるのか疑問であり、進め方に不安を持っているので、特許制度小委員会以外でも産業界の各団体企業との意見交換等をぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

竹市委員代理。

○竹市委員代理 ありがとうございます。

2点ほど。1点目が、特許庁様のSEP交渉の手引きです。これは諸外国に先駆けてつくっていただいたということで、英文も用意していただいていると認識しております。これは争点を整理していただいているので、交渉のリファレンスになればいいなと思っておりまして、ここにも実際に国際会合とかと書いていただいておりますが、周知活動を広めていただいて、進めていただきたいなと思っております。何か具体的に働きかけをされることがあるのかなど。もしもお考えがあれば、お聞かせいただければと思うのが1点目です。

もう一点は、これも今、細井委員代理がおっしゃいましたけれども、小委員会の議論があります。いろいろと関心があるテーマでありますし、議論を進めていただいておりますが、我々としても関心を高く持っておりますし、丁寧な議論で進めていただければと思っています。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

正木委員代理。

○正木委員代理 標準化関連の取り組みについて、1点だけ申し上げたいと思います。資料3-4の1ページに「国際標準をめぐる環境変化と求められる対応」ということで記載いただいておりますけれども、第四次産業革命であらゆるものがつながる時代のビジネスというのは、非常にダイナミックなデータフローを伴って、ボーダーレスに、かつ急速な社会の変化を乗り越えてビジネスを設計していくということが求められると思います。こういう環境の中で標準化競争に打ち勝っていくためには、これまで以上に迅速かつ柔軟で幅広い対応力が求められると考えております。そのために、先ほどの御説明でも連携ということについて触れられていましたが、これまで以上に知的財産戦略本部が省庁間の橋渡しを主導していただいて、産官学、地方と中央お互いにと。また、必要な諸外国とも連携

をとるといふことも入れて機動的な標準化対応を行うことができるようにといふことで、非常にベーシックなことではございますが、さらに連携を深めていくような橋渡しを積極的に行っていただきたいと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、久貝委員。

○久貝委員 特許庁の関係で2点申し上げたいと思います。1点は最初お話がありました商標の出願の関係です。最近出願がふえているといふことは中小企業のほうでも同じでありまして、それでなかなか審査結果、お答えがいただけないといふ声を聞いておりますので、このような取り組みは大変ありがたいといふことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目は、最初どうしようかと思ひましたけれども、いろんな話で特許庁の知財紛争処理委員会のお話がありましたので、私どものほうも申し上げておきますと、特許の保護は、出願とかそういうベースの話は大変よく進めていただいているのですが、前回申しましたけれども、エンフォースメントのところは、特許の保護という形では中小企業は余りメリットを感じていない、非常に不満を持っているといふことで、提訴しましても8割が敗訴といふことで、使いづらい知財裁判制度になっているといふことでございます。

こういうことでは、特許の裁判の件数も余りふえていないといふか、むしろ知財高裁ができたときより減っていると思ひますけれども、そういうことでは大変残念だといふことで、最後はエンフォースメントで特許が守られるといふのは、中小企業にとっては大事なのですが、今のところは日本でしか裁判ができませんので、大変困っておるという状況です。そういう中で特許紛争処理の改善について取り上げていただいたといふのは、ありがたいといふことでございます。

私どもは委員にはなっていないのですけれども、この前、意見を聞く機会を与えていただきましたので、今、申し上げたことを少し言ったわけですが、いろんな意見があると思ひますので、いろんな意見を取り込んだ上でこの議論を進めていただければと思ひます。特許庁のすすめ方の手続自身については、オブザーバー資格もいただいておりますので、そのような方向で今後進めていただければと思ひております。

○渡部座長 ありがとうございます。

梶原委員。

○梶原委員 標準化ですけれども、先ほど英国、フランスではといふのがありましたけれども、日本としてSDGsに対応するのにどういった取り組みをしていくのか、どこの領域に力を入れて日本としてやるのか、そういった全体観が必要になっているなといふことを強く思ひました。今までは一企業が、あるいは複数、同業が集まってといふ形の進め方をしているところがあるのですが、やはり制度全体ですとか国として何をするか。1社単独ではできない世の中に対して、どういった取り組みをするかといふのは、国としての戦略の必

要性を感じております。

標準化の人材ですけれども、全くジャストアイデアで申しわけなのですが、例えばそういった領域に入ってくるので、国立研究開発法人とかそういった方々の力をかりて、安定的に標準化の人材を現地あるいは現場に出していくとか、そういうことは考えられないかどうか。全くどこにも聞いていないジャストアイデアなので、荒唐無稽なのかもしれませんけれども、そんなことをふと思いました。今まではどちらかというところと企業のほうで割と人材育成、人材育成とやっていたのですが、日本としてという領域に入ってきますと、そういったことも考えられるのではないかと思います。

どうしようかと思ったのですけれども、吉村委員代理と久貝委員が発言されていることにつきましても、そういった意味では、丁寧にバランスのあるような議論ができて、終着していけばよろしいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

江村委員、お願いします。

○江村委員 ありがとうございます。

今の件については、産業界の意見をよく聞いて議論を尽くすということは、ぜひお願いしたいと思います。

標準化の関係ですけれども、皆さんいろいろおっしゃっているのですが、標準化の見方が随分変わってきているということだと思います。サーキュラーエコノミーなどは典型的なのですが、企業の評価ということにもなりますけれども、この裏側にはビジネス戦略があって、管理システムをプラットフォームにして、そこで新しいビジネスをつくらうというのが裏側にあると見ていまして、そういうふうになると、標準をシステム全体として見ていくということが非常に重要になっています。そういう意味では、従来型の標準もあるのですけれども、もう一段上から見るとということが非常に重要になると思います。

ルール形成の問題もありましたが、ルール形成のときに、規制というものの持っている意味についての理解が日本人と海外の人たちは違うということで、そういう2点の面からいろんな意識改革を進めていかないと、標準化で勝てるような形の議論にならないと思います。

そういう意味では、人材のところも、これまでの活動で従来型の標準をやる人というのは随分できてきていると思うのですが、もうちょっと戦略的な話になると、標準を主語にした議論はもう限界になっていると思います。なので、同じCSOなのですが、チーフスタンダードデザイナーオフィサーというのは限界で、これはチーフストラテジーオフィサーのやるべき仕事になっているという構造なので、そこら辺も含めて議論の仕方をもう一度見直していただく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

では、相澤先生、お願いします。

○相澤委員 ヨーロッパによる国際的なルール形成は、ヨーロッパのための通商政策としての側面を有しています。したがって、標準化に関連するものも、経済政策として彼らが行っているという視点をこちらも持っていく必要があります。国際交渉においては時に応じて毅然とした態度をとるといふことも重要ではあると思います。

それから、司法制度は経済的基盤となっています。これは、ノースなどにより経済的にも認められているところでもあります。したがって、司法制度の改善については、グローバル化、司法制度の国際的競争の中で、フォーラムショッピングが一般化しているということも踏まえて制度改善には取り組む必要があります。日本の中小企業にとってみれば、グローバルなフォーラムショッピングというのは極めて厳しい状況でありますから、フォーラムショッピングができないという中小企業のことと考えて制度設計をしてあげないと、権利は絵に描いた餅になってしまうということもあります。その点についても考慮いただければと思います。

○渡部座長 ありがとうございます。

一通り御意見をいただきましたけれども、各省庁のほうからコメントがあればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○宮崎課長 経済産業省からでございます。

いろいろと御指摘をいただきまして、ありがとうございます。英語の人材の支援があると良いというご指摘については、日本にも標準化の国際フォーラム等々に参加をして規格開発をされている方が企業や国立研究機関にも多くおられますので、そのような方々をリスト化して、例えば関連の深いような分野で規格開発とかをされた方を御紹介できるような仕組みはあり得るのではないかと考えています。。できるだけ軽い仕組みにする必要はあろうかと思いますが、そういったことも含めて支援の仕方を考えていきたいと思えます。

Society5.0の標準化については、ご指摘のとおり、標準化といっても具体的な対象は何か、私自身もまだわかっておりません。どういう部分を標準化していくことが必要かという議論をまさにやっているところであり、その入り口として少なくとも言葉遣いぐらいはそろえようというのが標準の世界でよく行われる議論ですが、まずそこから始めていこうと思っています。一般化して議論しても余り出口はなさそうなので、個別に絞り込んでいきたいと思っています。

意識改革の必要性についてはご指摘のとおりで、私どもも過去から継続してそれを問題意識として持ち続けながらやってきたところですが、経営層の方、経営戦略などを考えておられるような方々に、標準だけでなく規制も含めてルール形成が重要だという意識をどうやって持っていただくか、具体的な方法論はまだ持ち合わせておりませんが、企業の皆様にもアドバイスをいただきながら考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○米村部長 特許庁でございます。

最初に、標準必須特許の働きかけでございますが、基本的には手引きを生きたものにする形で、しっかり実態に合わせたものにどんどん変えていきたいということなので、いろんな方々の御意見も伺ってまいりたいと思いますし、国際的には来年予定されている国際標準機関のITUという場で手引きの紹介をさせてもらうことにしておりまして、こういうところでも国際的ないろんな機会を捉えまして働きかけを行ってまいりたいと思っております。

複数の委員からいろんなお話がございました特許制度小委員会でもございますが、久貝委員からもちょっとお話がありましたが、いろんな要望自身はあるものですから、議論を今、始めてございます。侵害され損にならないようにとか、やや伝統的な議論でありますけれども、それに向けてどんなことができるかということで現在話を進めております。

審議会としては多少異例なのですが、論点を提示した段階で広く意見募集をしますとか、進め方についてもいろんな考えを持ちながら、試しながらいろんなことをしているところでもございまして、その過程でコミュニケーションについていろいろあったことについては、申しわけないところがあったかなとも思いますが、ヒアリングなどにもお越しいたいて御意見を伺いましたし、オブザーバー参加という形でお話をお伺いしたいと思っております。いろんな経済界の御懸念とか実態とか、そういうのはしっかり話を承りながら議論を進めてまいりたいと思います。

繰り返しになりますけれども、我々の知財創造サイクルの一層の充実ということが大きな目的でありますので、関係者からお話をしたいという大変ありがたいお申し出がありましたので、それを受けてしっかり議論をしながら、いい制度をいろいろ考えてまいりたいと思います。

具体的には何回か後にこの場で法改正の話をする機会があると思っておりますので、その場であるということでもありますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○渡部座長 ありがとうございます。

法務省。

○堂蘭民事法制管理官 裁判のIT化につきましても意見をいただきまして、ありがとうございました。林委員のほうからは、我が国の現状は諸外国と比べると周回おくれであるという御指摘をいただきまして、重く受けとめているところでございます。

御指摘いただいたDoing Businessの関係では、e提出あるいはe事件管理が重要であるということは、御指摘のとおりかと思いますが、ただ、他方で、e法廷を実現することによって、国民の皆様が裁判所に行かなくても裁判ができるようになるという面もございまして、この点についても大きな意義があるのではないかと考えているところでございまして。

先ほど申し上げましたが、フェーズ2、フェーズ3が分かれているのは、フェーズ2を

優先的に検討しているというわけではございませんで、検討としては手続全体について検討する必要がありますので、同時並行的に進めておりますが、フェーズ3の実現が、システムの構築などがある関係上、フェーズ2よりも遅くなってしまうというところがございます。いずれにしても、御指摘を踏まえて、周回おくれの状況をなるべく脱却できるように鋭意検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

予定の時間をちょっと超過いたしましたけれども、これで本日の会合は終わりですが、最後に住田局長より総括をしていただければと思います。

○住田局長 どうもありがとうございます。

前半は中小企業、農業を中心に話をいただきまして、後半は標準とか知財システム基盤ということで御議論をいただきました。標準のところも知財本部への期待というのもいただきましたし、確かに標準について戦略的にどう考えるのか。これまでのそれぞれの標準化と、国としての大戦略を誰がどういう役割分担でやっていくのか。非常に考えさせられるところだなと思いますので、受けとめて今後しっかりやっていきたいと思います。

また、特許制度小委員会のほうでの議論というのもしっかりと丁寧な議論といった御意見がございましたので、こちらのほうは特許庁のほうでしっかりと進めていただければと思っておるところでございます。

年末のお忙しいところ時間を超過させていただきまして、御協力いただきましてありがとうございます。本年はこの会議で終了ということでございますが、1年大変お世話になりました。どうかよいお年をお迎えくださいませ。

○渡部座長 追加の説明はいいですか。

○仁科参事官 次回の会合の予定につきましては、決まり次第御連絡を差し上げます。冒頭に申し上げましたとおり、推進計画の冊子につきましては、お持ち帰りにならず、机の上に置いていただけますようお願いいたします。

○渡部座長 これで散会いたします。どうもありがとうございました。